

条	行為の種類	号	基準の内容		
第2条	工作物を新築し、改築し、又は増築することのうち 仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものであること。		
		第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
			ア	第1種特別地域	
		イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であって、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
		第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存の建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
		第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものであること。		
第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。				
第3条	工作物の新築、改築又は増築のうち 申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他特別地域内に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築（前条又は第5条の規定の適用を受けるものを除く。）の新築、改築又は増築	本文	前条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
			イ	ア	第1種特別地域
				イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であって、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう。）であるもの。 (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			前条第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			前条第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
前条第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				

				当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、当該各号に定めるとおりであることとする。
		第1号		第2種特別地域 10メートル（その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第2号		第3種特別地域 13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
	*「既存の建築物の改築等」については第2条ただし書を参照	ただし書		既存の建築物の改築等*であつて、前条第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		前条第5号		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第4条	工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前2条及び次条の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			ア	第1種特別地域
			イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第2条第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第2条第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第2条第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
				当該建築物の高さが、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、当該各号に定めるとおりであることとする。
		第1号		第2種特別地域 13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第2号		第3種特別地域 15メートル（その高さが現に15メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
	*「既存の建築物の改築等」については第2条ただし書を参照	ただし書		既存の建築物の改築等*であつて、前条ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
		前条ただし書		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第5条	工作物の新築、改築又は増築のうち別荘若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定のある一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第2条の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			ア	第1種特別地域
			イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第2条第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第2条第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

			第2条第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第1号		保存緑地（第9条第2号及び第3号に規定する保存緑地をいう。以下この条において同じ。）において行われるものでないこと。
		第2号		当該建築物の高さが、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。
			ア	第2種特別地域 10メートル（その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
			イ	第3種特別地域 13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第3号		当該建築物の敷地の面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。
			ア	第2種特別地域 500平方メートル以上であること。
			イ	第3種特別地域 300平方メートル以上であること。
		第4号		当該建築物の総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。
			ア	第2種特別地域 建ぺい率が30パーセントを超えず、かつ、容積率が50パーセントを超えないものであること。
			イ	第3種特別地域 建ぺい率が40パーセントを超えず、かつ、容積率が70パーセントを超えないものであること。
		第5号		当該建築物の地上部分の水平投影外周線の道路路肩及び敷地境界線からの距離が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。
			ア	第2種特別地域 道路路肩から3メートル以上であり、かつ、敷地境界から2メートル以上であること。
			イ	第3種特別地域 道路路肩から2メートル以上であり、かつ、敷地境界から1メートル以上であること。
		第6号		当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のこう配が50パーセントを超えないものであること。
		第7号		当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。
	*「既存の建築物の改築等」については第2条ただし書を参照	ただし書		第3条ただし書に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
			第3条ただし書	
第6条	工作物の新築、改築又は増築のうち第2条から第5条までの規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			ア	第1種特別地域
			イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第2条第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第2条第4号

			第2条第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			前条第2号	当該建築物の高さ
				ア
			イ	第3種特別地域 13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
			前条第4号	当該建築物の建ぺい率及び容積率
				ア
			イ	第3種特別地域 建ぺい率が40パーセントを超えず、かつ、容積率が70パーセントを超えないものであること。
			前条第5号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線の道路路肩及び敷地境界線からの距離
				ア
			イ	第3種特別地域 道路路肩から2メートル以上であり、かつ、敷地境界から1メートル以上であること。
前条第7号	当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。			
*「既存の建築物の改築等」については第2条ただし書を参照	ただし書	第3条ただし書に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
	第3条ただし書	既存の建築物の改築等*であって、当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
第7条	工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築	第1号	次のいずれかに該当するものであること	
			ア	農林漁業、鉱業、採石業等の用に供されるものであって、車道を設ける以外その目的を達成することが困難であると認められるものであること。
			イ	地域住民の日常生活の用に供されるものであること。
			ウ	公益上必要であり、かつ、車道を設ける以外にその目的を達成することが困難であると認められるものであること。
			エ	条例による許可を受け、又は受けることが確実である行為の行われる場所に到達するために設けられるものであって、車道を設ける以外にその目的を達成することが困難であると認められるものであること。
		第2号	当該行為により生じた残土を第1種特別地域以外の地域に搬出し、かつ、特別地域内の風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理する計画となっているものであること。	
		第3号	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分講じられるものであること。	
		第4号	法面が交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、可能な限り緑化される計画となっているものであること。	
第5号	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。			
第6号	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第8条	工作物の新築、改築又は増築のうち車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築	本文	前条第2号	当該行為により生じた残土を第1種特別地域以外の地域に搬出し、かつ、特別地域内の風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理する計画となっているものであること。
			前条第3号	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分講じられるものであること。
			前条第4号	法面が交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、可能な限り緑化される計画となっているものであること。

			前条第5号	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
			前条第6号	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第9条	工作物の新築、改築又は増築のうち分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築	本文	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			イ	第1種特別地域
				第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第7条第2号	当該行為により生じた残土を第1種特別地域以外の地域に搬出し、かつ、特別地域内の風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理する計画となっているものであること。
			第7条第3号	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分講じられるものであること。
			第7条第4号	法面が交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、可能な限り緑化される計画となっているものであること。
			第7条第5号	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
			第7条第6号	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第1号	当該行為に関連してなされる分譲地等の造成の計画が明らかになっているもので、1分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。	
		ア	第2種特別地域 500平方メートル以上であること。	
		イ	第3種特別地域 300平方メートル以上であること。	
		第2号	前号に規定する計画において、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ次に掲げる土地がすべて保存緑地とされるものであること。	
		ア	第2種特別地域 こう配が40パーセントを超える土地及び公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から15メートル以内の土地	
		イ	第3種特別地域 こう配が50パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から12メートル以内の土地	
第3号	第1号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされるものであること。			
第4号	第1号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されているものであること。			
第10条	工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築	本文	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			ア	第1種特別地域

				イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
				第2条第3号	当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
				第2条第4号	当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		第1号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。			
		ア	第2種特別地域	40パーセント以下であること。		
		イ	第3種特別地域	60パーセント以下であること。		
		第2号	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地のこう配が50パーセントを超えないものであること。			
		第3号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。			
		第4号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。			
		第5号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること。			
		第6号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。			
		第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。			
		第8号	支障木の伐採が僅少であること。			
		第9号	当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
ただし書	公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。					
第10条の2	工作物の新築、改築、増築のうち風力発電施設の新築、改築又は増築	本文	第2条第5号	当該風力発電施設の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第2条第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
			前条第6号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。		
			前条第8号	支障木の伐採が僅少であること。		
		第1号	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
			ア	第1種特別地域		
			イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		

第10条の3	工作物の新築、改築、増築のうち 太陽光発電施設の新築、改築又は増築		第2条第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第2条第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りではない。		
		第2号	野生動植物の生息又は生育上その他風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。			
		本文	第2条第5号	当該太陽光発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第2条第6号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
			第10条第6号	当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。		
			第10条の2第2号	野生生物の生息又は育成上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
		第1号	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。 ア. 第1種特別地域 イ. 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物の指定等されていること又は学術調査の結果等により、十分な保護が必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの （ア）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （エ）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
			第2条第3号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
第2条第4号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。					
ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。					
第2号	第10条第3号		当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。			
	第10条第4号		当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5メートル以上離れていること。			
	第10条第8号		支障木の伐採が僅少であること。			
	ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。 ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。 イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。 ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。				
第3号	当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。					
	ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。				

				ア	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
				イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
				ウ	農林漁業に付随して行われるものであること。
		第4号	自然草地内において行われるものでないこと		
第11条	工作物の新築、改築又は増築のうち第2条から前条までの規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第2条第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものであること。	
			第2条第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		第1号	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
			ア	第1種特別地域	
				イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第2条第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第2条第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。	
				ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
		イ		既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
ウ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築				
第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
ただし書	特殊な用途を有する工作物については、この限りでない。				
第12条	工作物の新築、改築又は増築のうち第2条から前条までの規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前条第1号	第2条第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			ア	第1種特別地域	
				イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、貴重な自然的性質を有する地域等（次に掲げる地域であつて、史跡、名勝、天然記念物等の指定がされていること又は学術調査の結果等により十分な保護が必要であると認められるものをいう）。であるもの。 （ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域



				第2条第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
				第2条第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
				ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当する行為にあつては、この限りでない。		
					ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
					イ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
				ウ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築		
				前条第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
					ただし書き	特殊な用途を有する工作物については、この限りでない。	
				第1号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。		
				第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
					ア	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。	
					イ	学術研究その他公益上必要と認められること。	
					ウ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
					エ	農林漁業に付随して行われるものであること。	
オ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。						
カ	前条第1号（ただし書き）ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。						
第13条	木竹の伐採	第1号	第1種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
			ア	単木択伐法によるものであること。			
			イ	当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の20パーセント以下であること。			
		第2号	第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
			ア	択伐法によるものにあつては、当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。			
			イ	皆伐法によるものにあつては、一伐区の面積が5ヘクタール以内であること。			
		第3号	第3種特別地域内において行われるものであること。				
ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものについては、この限りでない。						
第13条の2	指定区域内における木竹の損傷	第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。				
		第2号	当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。				
第14条	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りでない方法による行為	本文	坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち貴重な自然的性質を有する地域等内に設けられるものでないこととする。				

		ただし書	次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。		
		第1号	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。		
		第2号	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。		
		第3号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
第15条	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによる行為	第1号	鉱業権に基づく掘採にあつては、露天掘りでない方法による行為が著しく困難なものであり、かつ、掘採終了後の跡地の整理計画が明らかなものであること。		
		第2号	河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実にできると認められるものにあつては、当該河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
		第3号	条例第19条第4項第4号に掲げる行為の許可を受け、又は条例第19条第5項の規定による届出をして現に鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第1号又は第2号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。		
		ア	自然的及び社会経済的諸条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。		
		イ	当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。		
		ウ	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
		第4号	第3種特別地域（貴重な自然的性質を有する地域等を除く。）内において行われるもの（第1号から第3号までの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。		
		第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前条各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
		前条第1号	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。		
		前条第2号	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。		
前条第3号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。				
第16条	河川、湖沼等の水位又は水量の増減	本文	第10条の2 第2号	野生動植物の生息又は生育上その他風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	
		第1号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			ア	学術研究その他公益上必要と認められること。	
			イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
			ウ	農業又は漁業に付随して行われるものであること。	
第2号	水位の変動についての計画が明らかなものであること。				
第17条	指定湖沼又は湿原等に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	第1号	当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。		
		第2号	当該汚水又は廃水が条例第19条第4項第6号の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。		
第18条	広告物その他これに類する物又は広告	第1号	第1種特別地域内において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものでないこと。		

その他これに類するものの掲出若しくは設置又は表示	ただし書	既存の広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するものをいう。以下同じ。）の修繕、補強、建替等（申請に係る広告物等の規模が既存の広告物等の規模を超えないものに限る。）であって、次号ウからオまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	
		次号ウ	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。
		次号エ	動光又は点滅を伴うものでないこと。
		次号オ	色彩及び形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	第2号	第2種特別地域又は第3種特別地域内の店舗、事務所、営業所等の敷地内において自己の営業に関する内容を表示するため行われるものにあつては、次のとおりとする。	
		ア	表示面の面積が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。 （ア） 第2種特別地域 10平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面積の合計が20平方メートル以下のものであること。 （イ） 第3種特別地域 15平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面積の合計が30平方メートル以下のものであること。
		イ	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。 （ア） 第2種特別地域 5メートル（既設の工作物に掲示し、又は表示する場合にあつては、当該工作物の高さに2メートルを加えた高さ）以下のものであること。 （イ） 第3種特別地域 8メートル（既設の工作物に掲示し、又は表示する場合にあつては、当該工作物の高さに3メートルを加えた高さ）以下のものであること。
		ウ	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。
		エ	動光又は点滅を伴うものでないこと。
		オ	色彩及び形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	第3号	第2種特別地域又は第3種特別地域内に掲出され、若しくは設置され、又は表示される前号に規定する広告物等以外のものにあつては、同号ウからオまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。	
		第2号ウ	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。
		第2号エ	動光又は点滅を伴うものでないこと。
		第2号オ	色彩及び形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		ア	表示面の面積が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。 （ア） 第2種特別地域 5平方メートル以下のものであること。 （イ） 第3種特別地域 10平方メートル以下のものであること。
イ		広告物等を設置する場合にあつてはその高さが、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりであること。 （ア） 第2種特別地域 3メートル以下のものであること。 （イ） 第3種特別地域 5メートル以下のものであること。	
ウ		既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。	

		ただし書	救急病院、警察等特殊な用途を有する施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地方公共団体が地域住民等に一定事項を周知させるために行うもの、寺社境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものにあつては、この限りでない。
第19条	屋外における土石その他の指定する物の集積・貯蔵	第1号	第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち貴重な自然的性質を有する地域等若しくは自然草地等（自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域をいう。）内において行われるものでないこと
		第2号	廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
		第3号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第4号	自然的及び社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
		第5号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等（公園事業に係る施設（静岡県立自然公園条例施行規則第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区をいう。）その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
		第6号	集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
		第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
		第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
		第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
		第10号	支障木の伐採が僅少であること。
		第11号	集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて、第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		第5号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
		第6号	集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
		第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
		第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
		第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
		ただし書	公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		第3号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第5号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
		第6号	集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
		第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
	第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。	

			第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。		
第20条	水面の埋立て又は干拓	第1号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
			ア	学術研究その他公益上必要と認められること。		
			イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。		
			ウ	農業又は漁業に付随して行われるものであること。		
			エ	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。		
		第2号	当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。			
	ただし書	前号エに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。				
		前号エ	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。			
		第3号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。			
第21条	土地の開墾その他土地の形状変更	第1号	第1種特別地域、第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち貴重な自然的性質を有する地域等内又はこう配が50パーセントを超える土地の区域で行われるものでないこと。			
			ただし書	当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。		
		第2号	ゴルフ場の造成として行われるものでないこと。			
			ただし書	既存のゴルフコースの改築のために行われる場合は、この限りでない。		
		第3号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。			
			ただし書	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。		
		第4号	農地の造成（当該造成区域内で発生した土砂を当該区域外へ搬出するものでないものに限る。）のために行われる場合にあつては、当該造成する土地の面積が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次のとおりであること。			
			ア	第2種特別地域 2ヘクタール以下のものであること。		
			イ	第3種特別地域 10ヘクタール以下のものであること。		
		第5号	宅地の造成（集団的に建築物を建築する敷地を造成するものに限り、分譲地等の造成を目的とするものを除く。）のために行われる場合にあつては、当該造成面積が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次のとおりであること。			
			ア	第2種特別地域 総面積が5,000平方メートルを超えないものであり、かつ、1区画の面積が300平方メートル以上であること。		
			イ	第3種特別地域 総面積が1万平方メートルを超えないものであり、かつ、1区画の面積が200平方メートル以上であること。		
		第6号	道路の造成（第7条から第9条までの規定の適用を受ける道路の新築、改築又は増築のための造成を除く。）のために行われる場合にあつては、地形の変更が最小限度となるよう配慮されており、かつ、道路の有効幅員が、次に掲げる区域の区分に従い、それぞれ次のとおりであること。			
			ア	第2種特別地域 3メートル以下のものであること。		
			イ	第3種特別地域 5メートル以下のものであること。		

第22条	高山植物その他の指定植物の採取又は損傷、山岳に生息する動物その他の指定動物の捕獲又は殺傷、指定動物の卵の採取又は損傷	第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。 ただし書 当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。
第22条の2	指定区域内における指定植物の植栽又は播種	第1号	前条第1号に掲げる基準に適合するものであること。 前条第1号 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	災害復旧のために行われるものであること。
第22条の3	指定区域内における指定動物の放出	第1号	第22条第1号に掲げる基準に適合するものであること。 第22条第1号 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該行為が反復継続して行われるものでないこと。
第23条	屋根、壁面、堀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更	本文	その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。
		ただし書	特殊な用途を有する物の色彩の変更については、この限りでない。
第24条	指定区域での車馬の使用等指定区域への立入り	第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。 イ 野生動植物の生息若しくは生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第2号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
		本文	その自然的及び社会経済的条件から判断して第2条から前条までに規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域のうち全部又は一部の区域においては、知事は、当該基準の全部又は一部についての特例を定めることができる。
第25条	知事が認めた特定地域における特例	本文	その自然的及び社会経済的条件から判断して第2条から前条までに規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域のうち全部又は一部の区域においては、知事は、当該基準の全部又は一部についての特例を定めることができる。
第26条	その他の許可基準等	本文	条例第19条第4項各号に掲げる行為に係る許可基準は、第2条から前条までに規定する基準のほか、次のとおりとする。
		第1号	申請に係る地域の自然的及び社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
		第2号	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
		第3号	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第19条第4項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実に認められるものでないこと。